



工事現場における管理体制の強化について（国土交通省通知）

技術基準の種類:安全対策
通知日:平成15年4月21日

管第221号
平成15年4月21日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

} 様

県土整備部長
(公 印 省 略)

工事現場における管理体制の強化について（通知）

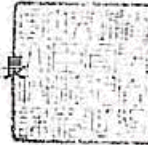
このことについて、平成15年3月20日付国官技第334号の2で国土交通省大臣官房技術調査課長より別添のとおり通知がありましたので御周知ください。



国官技第334号の2
平成15年3月20日

鳥取県 土木部長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長



工事現場における管理体制の強化について

標記について、各地方整備局等宛てに別添のとおり通知したので参考までに送付する。都道府県においては、貴管下の市町村等に対しても、この旨周知徹底方願いする。

(別添)

国官技第334号

国港建第279号

平成15年3月20日

各地方整備局長

北海道開発局長 あて

国土交通省大臣官房技術審議官

国土交通省大臣官房技術参事官

工事現場における管理体制の強化について

平成15年3月20日に国土交通大臣を本部長とする国土交通省イラク問題対策本部が設置されたことを踏まえ、工事現場における管理体制の一層の強化を図るよう、貴管内における工事施工業者に対し、その主旨を徹底されるよう指導されたい。

記

1. 危険物の貯蔵所又は取扱所には、立入禁止の措置を行うとともに、危険物の盗難防止、爆破の予防等に細心の注意を払う等、その管理体制を強化すること。
2. 各工事現場において、関係者以外の立ち入りの禁止を徹底するとともに、現場内の不審者の早期発見、退出に努めること。
3. 各工事現場における不審物の早期発見・処理を行い、工事現場の安全性を確保すること。
4. 上記の点について、各工事現場の作業員等関係者への周知徹底を図ること。